

## 意見募集の結果について

### 1 意見募集期間

平成26年9月12日（金）から10月3日（金）まで

### 2 意見提出の状況

- (1) 提出された方の総数 10 通
- (2) 提出意見の総数 30 件

### 3 主な意見の概要と都の考え方

#### 【区部・多摩地域における地震／3. 出火・延焼の抑制】

- 自助・共助の取組には、『漏電遮断器の設置』だけではなく、『感震ブレーカーや漏電遮断器の設置』としたほうが良い。
- 家庭内での火（台所など）からの出火もあるが、通電火災からの出火も侮れない。具体的には、避難の際、家屋の扉に「ブレーカーを下ろしています」と皆が分かる仕組みづくりが必要。

（都の考え方）

震災時の火災被害を抑えるために、公助の取組に加えて都民・事業者の皆様それぞれが行う出火防止対策が重要であると考えます。こうしたことから、漏電遮断器の設置やガス機器の閉栓に加え、感震機能付き分電盤等の設置、電気の遮断等の取組について、ご意見を踏まえ自助の取組に反映させてまいります。

- 老朽木造住宅の減少対策が示されていない。
- 木造住宅密集市街地の改良対策が不十分である。

（都の考え方）

震災時の被害拡大を抑えるために、木造住宅密集地域（整備地域）の改善を進めていく必要があると考えます。地元自治体と連携し、専門家の派遣、税制優遇、老朽建築物の除却及び建替え助成など様々な支援を行う不燃化特区制度などを活用した市街地を燃えにくくする取組や、延焼を食い止め、避難路ともなる都市計画道路（特定整備路線）の整備を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／4. 安全で迅速な避難の実現】

- 避難所に行くことが強調されるが、安全度の高いマンション等では在宅避難を呼びかけるべき

(都の考え方)

発災後も、自宅等の倒壊や火災延焼の恐れがない場合は、在宅での避難も有効であると考えます。発災しても自宅に留まるよう、住宅の耐震化や出火防止対策を進めるとともに、自宅での生活に備えて食料等の備蓄を行っていただけるよう、様々な取組を進めてまいります。

また、災害による停電時にも生活の継続に必要なエレベーターの運転や給水ポンプの稼働が可能な最小限の電力が確保された集合住宅（東京都 LCP 住宅）の普及促進を図ってまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／5. 各種情報の的確な発信】

- 民間災害特派員を募集し、所定のフォーマットで被害状況等を報告するなど、ツイッターでスムーズに状況把握ができるような仕組みを作るべきである。
- 発災したときに、もしコンビニや施設で路面店などから例えば「NHK」の放送を一律で流すとか条例等があれば、歩きながらも一人一人が不安に思うことなく同じ情報を知ることができる。この情報の共有も非常に重要なものだと思うので、ぜひ防災計画に入れてほしい。

(都の考え方)

災害時において、都民の皆様に対しての正確な情報発信は重要な課題であると考えます。ご意見については今後の参考とさせていただくとともに、GIS（地理情報システム）やビッグデータの活用に向けた検討など、情報収集力の強化、災害情報の充実に向けた取組を進めてまいります。

- 最大の被災地である東京都が「首都直下地震緊急速報」という様な地震監視網を整備し都民に情報を提供することで「都民の命を守る」事に真摯に取り組んでもらいたい。

(都の考え方)

緊急地震速報は、発災直前に避難行動を促せることから、発災直後の身の安全を確保するうえで有用であると考えます。地震観測網のより一層の充実を国に働きかけていくとともに、都民の皆様へ緊急地震速報発表時の適切な避難行動について、今後とも普及啓発を

図ってまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／6. 帰宅困難者による混乱防止】

●「帰るな！帰すな！」を帰宅難民（困難者）対策のキャッチフレーズにする。外国人への周知をどうするか、大きな課題である。また、「指定避難所」は「一時滞在施設」ではない、ことを周知徹底しなければならない。

（都の考え方）

帰宅困難者が一時滞在施設で待機することを周知徹底することは、災害時の救出救助活動を円滑にするとともに、帰宅困難者自身の身を守るためにも重要と考えます。今後とも、外国人等に向けた多言語展開も踏まえた帰宅困難者対策の啓発活動を実施してまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／7. 円滑な避難所の開設・運営】

●避難所運営のマニュアル作成に当たっては、実際の高齢者、要配慮者の意見を取り入れてほしい。  
●要配慮者には情報が届きにくいいため、避難所の場所や開設の有無、また避難所に行った場合にどうしたらよいかなど、情報伝達のサポートが不可欠である。

（都の考え方）

高齢者や障害者などの要配慮者ニーズを踏まえた避難所運営が行われるよう、要配慮者対策に係る区市町村向け指針に当事者団体の意見を掲載するなど、区市町村に対して情報提供しております。今後も、要配慮者の意見を取り入れた避難所管理運営マニュアルの策定及び改訂を行う区市町村を支援してまいります。

また、要配慮者、避難行動要支援者への情報提供は、発災時の情報不足による混乱を防ぎ、誰もが円滑な避難を実施できるようにするために重要であると考えます。情報発信の多様化を推進し、要配慮者も含め、多様な主体への情報提供の在り方を充実させてまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／8. 発災後3日間の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保】

●事業者、家庭の備蓄の目標を3日分から、「最低3日以上で、1週間分の備蓄」を都条例も含めて指導・誘導すべきである。  
●災害備蓄はできるだけ日常の延長で実施し、飲料水・食料・トイレは3大備蓄品として

特に徹底する。「災害用トイレ」は必須で、「ネコ砂トイレ」が簡易で安価で有効である。

(都の考え方)

発災時の混乱を防ぐため、各家庭や事業所等で、避難所や自宅での避難生活に必要な備蓄を進めることは重要であると考えます。家庭や事業所での備蓄が行われるよう、各家庭に必要な備蓄の内容及びその更新方法等を周知・啓発する備蓄消費モデルの構築や、イベント等における普及啓発などの取組を推進してまいります。

#### 【区部・多摩地域における地震／10. 迅速な復旧による早期生活再建】

●復興の手順が検討されていない。関東大震災の教訓によれば、早期復興のためには事前の復興計画の熟度を上げることが重要である。近年は、さらに住民合意形成が必要なことから、復興計画を住民を巻き込んで事前作成に着手するのが重要である。

(都の考え方)

被災者の速やかな生活再建のためには、地域レベルで事前に復旧や復興のための備えをしておくことが重要であると考えます。着実な復興につなげられるよう、「東京都震災復興マニュアル」の見直しや「市街地の震災復興ガイドライン（仮称）」の策定等を推進してまいります。

#### 【都内各地における風水害】

●公助の取組が河川と下水道整備に重点がおかれているが、そもそもコンクリートに覆われた都市構造を抜本的に変える長期的対策として「透水・保水機能」を取り戻すことが必要である。近年、優れた透水・保水舗装技術が進歩しており、東京オリンピック関連事業に積極導入して、構造的に水害に強い東京を造りあげるチャンスでもある。

(都の考え方)

河川や下水道施設の整備のほか、雨水の流出を抑制する流域対策も重要であると考えます。公共施設や民間施設における貯留浸透施設の設置促進など、具体的な取組を進めてまいります。